

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

## パートタイム会計年度任用職員（歯科衛生士）の募集について

このことについて、下記のとおり職員を募集いたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

## 記

- ◇ 職 種 パートタイム会計年度任用職員（歯科衛生士）
- ◇ 勤 務 場 所 歯科検診会場（ふれあいセンター・町立保育所など）
- ◇ 業 務 内 容 歯科検診業務（歯科相談・フッ素塗布）・ブラッシング指導  
※乳幼児を対象にした業務が多いです。
- ◇ 勤 務 条 件 <採用期間> 令和6年6月1日～令和7年3月31日 ※継続雇用あり  
<勤務時間> 月1～2日で、1日につき4時間程度  
※検診内容によって、勤務日時が変動します。  
<給 料> 日給：9,590円 時給：1,238円
- ◇ 応 募 資 格 歯科衛生士の有資格者
- ◇ 試 験 内 容 等 書類選考 及び 面接 （都度実施）
- ◇ 応 募 方 法 下記の書類を役場保健福祉課健康推進係まで提出してください。  
①任用申込書 （係窓口に用意しています）  
※町のホームページからダウンロードができます。  
（町政情報→人事→令和6年度パートタイム会計年度任用職員の募集について）  
②資格免許証等の写し
- ◇ 応 募 締 切 令和6年5月24日（金）

《お問い合わせ》

小清水町役場 保健福祉課健康推進係

☎62-4480（課直通）

(裏面)

【会計年度任用職員とは？】

一つの会計年度（４月から翌年の３月）内を任期として任用される非常勤の地方公務員です。勤務時間が、短時間（週３８時間４５分未満）の職員をパートタイム会計年度任用職員、常勤（週３８時間４５分）の職員をフルタイム会計年度任用職員とします。

○会計年度任用職員の勤務条件

	パートタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員
給 与	報酬（日給 又は 時給） 費用弁償（通勤手当相当額）	基本給、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、寒冷地手当など
勤務時間	38 時間 45 分未満/週	38 時間 45 分/週
休 暇	勤務時間などにより異なる	年次休暇、特別休暇、病気休暇など

○会計年度任用職員の服務

会計年度任用職員は、正職員と同様に地方公務員上の「服務に関する規定」が適用され、違反した場合は、「懲戒処分」の対象となります。

《服務に関する規程》

- ・業務を行うにあたっての服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・職務に専念する義務 など